



第1回

はつめい

明治末期から大正年間にかけて、現在の京丹波町の一角に個人経営の育児院があったことをご存知でしょうか。法律や制度も未整備で、福祉への理解や関心も乏しかった時代に丹波の山間にそんな施設が存在したことは注目すべきことだと思いますが、その実績はあまり知られていないのではないのでしょうか。

この連載は、その「丹波育児院」と設立者・辻原光治、及び辻原に関わりのあった人々について紹介しようとするものです。

丹波育児院の記録

しかし、残念ながら育児院や辻原が残した内部の資料は、すでに失われたのか、入手できていません。当時の公文書や新聞等も未見で、

いま手元で利用できるのは次の刊行物のみです。

『現代船井郡人物史』(三丹新報社 大正五年)、『日本社会事業名鑑』(中央慈善教会 大正九年)、『丹波誌』(北村龍象 大正一三年)、『郷土誌三ノ宮』(同編集委員会 昭和五六年)、『社会福祉人物資料事典』(日本図書センター 平成一八年)。以下、これらに基づいて述べることにします。

日本育児院京都分院

丹波育児院は、明治四十年(一九〇七)六月二十七日、船井郡三ノ宮村水呑小字西田一八番地に辻原光治(一八七四)によって創設されました。

設立時は「日本育児院京都分院」として発足しました。日本育児院は、五十嵐喜広(一八七二-一九四四)が明治二九年(一八九六)に岐

阜市内に設立した「濃飛育児院」が前身で、後に伊藤博文から「日本育児院」と命名を受けました。

京都分院は、愛知県豊橋、東京に続く三番目の分院として設置され、岐阜から送られてきた4人と辻原が収容した4人の計8人の孤児をもって出発しました。

しかし、設立半年後の明治四一年一月には本院から分離、丹波育児院として独立します。分院として発足したいきさつや設立後短期間で独立するに至った理由は不詳です。

水呑西田一八番地

設立地の三ノ宮村水呑小字西田というのは、現在の京丹波町水呑西田です。京都縦貫自動車道の新瑞穂トンネル西側の谷といえれば分かりやすいでしょうか。高



丹波育児院跡地(水呑西田 18 番地)

屋川の支流花ノ木川の上流域で、小さな谷の山裾に現在七戸の民家があります。その谷の入り口付近の二軒に挟まれて西田一八番地があり、そこに辻原の自宅兼育児院がありました。門柱のある広大な建物だったと伝わりますが、現在は空き地となっており、当時をしのげるものは何も残っていません(左写真)。

収容児童

児童数は大正六年(一九一七)に16人、九年(一九二〇)に20人と増えていきました(表1・2)。発足から大正六年までの十年間で延べ46人を収容。出身地別では、京都35人、岐阜4人、兵庫4人、新潟2人、鳥取1人でした。

入院には「何らの条件を付さない。市町村長または警察官、学校長その他篤志家の紹介により、戸籍謄本を添えたる入院願書を徴し、一応本院より出張調査の上、入院を承諾する」(『郷土誌三ノ宮』)としていました。

退院は「二十歳以上に達し、自活の道を立てたるものは退院せしむ。退院後は情誼存するも義務を負わず」としてはいますが、「男女共に満二五歳までを義務年限として、報恩的に院務に従事せしめる」こともあったようです。退院後も「相互の連絡を保ち、将来の成功に対し注意指導」しました(『郷土誌三ノ宮』)。

家族的処遇や指導

児童の処遇は「院長主婦等すべて児童と寝食を共にし」(『丹波誌』)、「院父を『おとーさん』、院母を『おかーさん』と呼び、真に親子の愛情を保ち」(『現代船井郡人物史』)、「中流家庭の飲食・衣服を標準」としました(『郷土誌三ノ宮』)。院長(院父)・院母とは辻原夫妻で、ほかに「雑務者」2人が雇用されていました。

児童の処遇は「院長主婦等すべて児童と寝食を共にし」(『丹波誌』)、「院父を『おとーさん』、院母を『おかーさん』と呼び、真に親子の愛情を保ち」(『現代船井郡人物史』)、「中流家庭の飲食・衣服を標準」としました(『郷土誌三ノ宮』)。

組織・機業部は、大正三年(一九一四)に技術習得のため児童五人を京都と園部へ派遣し、七年(一九一八)二月に工場を新築、児童が帰院した翌八年三月から機業(機織り)を開始しています。

〈表1〉大正6年児童数(出典『丹波誌』)

	~6歳	~14歳	~18歳	計
男	2人	3人	4人	9人
女	—	6人	1人	7人
計	2人	9人	5人	16人

・このうち、5人は院外へ委託

〈表2〉大正9年児童数(出典『郷土誌三ノ宮』)

	~2歳	3~5歳	6~13歳	14~17歳	計
男	—	2人	6人	4人	12人
女	1人	—	3人	4人	8人
計	1人	2人	9人	8人	20人

・孤児18人(男10人、女8人)、貧児2人(女2人)

・このうち、徒弟見習いとして委託中の者=男1人

・この年入院5人(男2人、女3人)、退院2人(女2人⇒養女)

派遣先・委託先へは「時々書面または訪問して、相互間の情誼を温め、常に児童保護に留意するは勿論、児童将来の処世法につき懇切に指導をなす」(『郷土誌三ノ宮』)としていました。

大正六年までの十年間で19人が就職に至り、社員・筆職・瓦職・左官・理髪・薬剤見習・味噌店員・紋工にそれぞれ男1人、煙草工に女1人、農業に男5人・女5人でした(『丹波誌』)。

一方では不幸にも男5人・女3人の計8人が死亡し、男3人が逃走する事態もありました。大正六年時点で延べ46人収容、そのうち就職19人、死亡・逃走11人、在院中が16人(うち5人が院外委託中)という状況でした。

【以下次号】(山下幾雄)